関東学院大学国際文化学部FD委員会規程

(2008年4月24日制定)

(設置)

第1条 国際文化学部がその教育研究上の目的に基づいて行う授業改善及び教育環境改善の活動を促進することを目的として、国際文化学部教授会規程第7条第1項の規定に基づき、国際文化学部FD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この規程におけるFDとは、Faculty Development の略称であって、国際文化学部における 組織的な授業改善、教育改善の活動をいう。

(構成)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学部長
 - (2) 教務主任
 - (3) 共通科目主任
 - (4) 学科長
 - (5) 学部選出の高等教育研究・開発センター員
 - (6) 学科選出の学部FD委員
 - (7) 学部長が指名する者若干名
- 2 委員会に委員長を置き、委員長は原則として前項第5号に掲げる委員をもって充てる。 (任期)
- 第4条 前条第1号から第5号までに掲げる委員の任期は、その職の在任期間とし、第6号及び第7号に掲げる委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じたときは速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

- 第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。
 - (1) 委員会は、委員長が招集し議長となる。
 - (2) 委員会は、適宜開催する。
 - (3) 委員会は、必要に応じて委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
 - (4) 委員会は、高等教育研究・開発センターと適宜連携する。

(任務)

- 第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討又は審議し、必要に応じて教務委員会又は教 授会にその結果を報告又は提言する。
 - (1) 教員の教育能力の向上に関する事項
 - (2) 教育課程及び授業方法の開発並びに改善につながる組織的な取組みに関する事項
 - (3) 教員の研究活動の活性化及び資質向上に関する事項
 - (4) 社会貢献等の諸活動の活性化及び資質向上に関する事項
 - (5) FDに係る学内外の情報収集に関する事項
 - (6) その他、FDの推進に必要な事項

(議事録)

- 第7条 委員会の議事録は、委員長が作成する。
- 2 議事録は、学部庶務課が保管する。

(事務局)

第8条 委員会の事務の所管は、学部庶務課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

[[] []

- この規程は、2014年2月17日に改正し、2014年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、2015年2月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。 附 則

- この規程は、2016年4月14日から改正施行する。
 - 附則
- この規程は、2018年1月15日から改正施行する。
 - 附則
- この規程は、2019年4月3日に改正し、2019年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、2023年1月25日に改正し、2023年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、2024年3月29日に改正し、2024年4月1日から施行する。